

第八十七回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 四 号

昭和五十四年三月二日(金曜日) 午前十時二十分開議

出席委員

委員長 佐藤 文生君

理事 青木 正久君

理事 濱野 清吾君

理事 西宮 弘君

理事 沖本 泰幸君

理事 篠田 弘作君

理事 福永 健司君

理事 飯田 忠雄君

理事 安藤 巖君

出席國務大臣

法務大臣 古井 喜實君

出席政府委員

法務政務次官 最上 進君

法務大臣官房長 前田 宏君

法制調査部長 枇杷田榮助君

法務省民事局長 香川 保一君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

法務省保護局長 稲田 克己君

委員外の出席者

最高裁判所事務 大西 勝也君

総局総務局長 勝見 嘉美君

最高裁判所事務 勝見 嘉美君

最高裁判所事務 西山 俊彦君

最高裁判所事務 西山 俊彦君

総局刑事局長 岡垣 勲君

法務委員会調査 清水 達雄君

室長

委員の異動

二月二十八日

辭任

木原 実君

補欠選任

安井 吉典君

同日 小林 正巳君

同日 山口 敏夫君

同日 安井 吉典君

同日 山口 敏夫君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

同日 飯田 忠雄君

補欠選任 山口 敏夫君

補欠選任 木原 実君

補欠選任 小林 正巳君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

補欠選任 飯田 忠雄君

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長は、西宮弘君を理事に指名いたします。

○佐藤委員長 お諮りいたします。本日、最高裁判所大西総務局長、勝見人事局長、西山民事局長、岡垣刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○佐藤委員長 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、同じく下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

○横山委員 私の持ち時間は四十分ぐらいでございますので、簡潔に幾つかのことについて質問をいたします。

先般、長良川訴訟が行われております。約二万五千人の原告なのであります。それで訟務局長に事情をお伺いしたことがございますが、その中でこういうことがあるのです。

それは、二万五千人全員に公証人の認証をもらってこい。もらつてこいという理由は、二万五千人が正確であるかどうか分からないから、公証人の認証をもらつてこいと言います。一人千五百円かかるのであります。それから二万五千人全員に、一人三千三百五十円かかる印紙税を要求されたのであります。この交通費やその他雑費を含めると、長良川訴訟の原告二万五千人全員に對

して、総額約一億円以上の費用を、裁判を始める前提として要求をされたのであります。これは、もちろん法務省訟務局が指導をしておりますことだということに理解をしたわけであり、が、こういうことでは実際問題として、大衆の広範な利害関係者が一緒になってやる裁判に門前払いを食わせる傾向になりはしないかというところを痛感をしたわけであり、この点について何らかの便法がないものかどうか、お伺いをいたします。

○西山最高裁判所長官代理者 長良川河口ぎき建設差止訴訟におきます認証命令の経緯及び根拠について申し上げますが、裁判所は、昭和五十三年十二月二十一日に、原告らのうち、被告の方でその代理権を否認いたしました二万五千二百四名について、昭和五十四年九月二十日までに、委任状に公証人の認証を受けるように命じる旨の決定をいたしました。

この決定は、民事訴訟法の八十条の第二項に基づくものでございます。この規定でございますが、これは訴訟代理人が提出いたしました委任状が私文書である場合には、相手方が代理権を否認したり、また本当に本人が作成したかどうか疑わしいようなときのために、裁判所が代理人に対して当該委員の認証を受けるよう命じるとしたものでございます。具体的には、私文書の認証権限のあります公証人の認証文言のある委任状を提出するということになるわけでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

して、総額約一億円以上の費用を、裁判を始める前提として要求をされたのであります。

これは、もちろん法務省訟務局が指導をしておりますことだということに理解をしたわけであり、が、こういうことでは実際問題として、大衆の広範な利害関係者が一緒になってやる裁判に門前払いを食わせる傾向になりはしないかというところを痛感をしたわけであり、この点について何らかの便法がないものかどうか、お伺いをいたします。

○西山最高裁判所長官代理者 長良川河口ぎき建設差止訴訟におきます認証命令の経緯及び根拠について申し上げますが、裁判所は、昭和五十三年十二月二十一日に、原告らのうち、被告の方でその代理権を否認いたしました二万五千二百四名について、昭和五十四年九月二十日までに、委任状に公証人の認証を受けるように命じる旨の決定をいたしました。

この決定は、民事訴訟法の八十条の第二項に基づくものでございます。この規定でございますが、これは訴訟代理人が提出いたしました委任状が私文書である場合には、相手方が代理権を否認したり、また本当に本人が作成したかどうか疑わしいようなときのために、裁判所が代理人に対して当該委員の認証を受けるよう命じるとしたものでございます。具体的には、私文書の認証権限のあります公証人の認証文言のある委任状を提出するということになるわけでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

この規定に基づきまして、岐阜地方裁判所は先ほどのような認証命令を出したわけでございますが、それについて便法があるかというふうな御質問でございますが、いま申し上げましたような決定がなされた以上は、それに従つた委任状を提出していただくということになるわけでございます。便法としては、ちよつと考えにくいというものが偽らざるところでございます。

○横山委員 大臣、お聞きになったようなことな
んで、公害訴訟というものは多数の国民が固
しは企業に対して争うことになるわけでありま
す。その多数の人たちに対して、法は全部を画
一的に公証人の認証をもらってこい、印紙税を張
れということがある。長良川のような問題は、勝
つたとしてその人たちの得る利益は何にもない
のです。

仕事をするといいことですから、勝つたとして何
にも受けるべき利益はない。そういうマンモス訴
訟について、もうこの種の問題は、決められてお
る印紙税なり何なりを予想しなかつた新
しい近代社会の事態だと思つてあります。した
が、いまして、これらの多数の原告がある場合に
一人でやっても二万五千人でやっても同じよう
に扱ふことについて、何か考へべきことがあるの
ではないか。

先般、同僚議員からマンモス訴訟の問題が
出ま
して、この問題でなくて、マンモス訴訟のありよ
うについて改善をすべきではないかという質問が
あつたわけですが、この問題を含めて、マン
モス訴訟についての簡便な裁判のあり方につ
いて、あなたは経験豊富な方でありまして、何
か考へなされることはありますまいか。

○古井国務大臣 まあ現行法、いまの制度のもと
ではしようがない、さつきこういふ説明がありま
したので、これはそういうことだらう。私もき
めませんけれども、その担当の人が言つておられ
るし、そうだらうと思つておられます。将来の問題、
結局先の問題になつてしまふわけですね。これか
ら先、つまり改正というか新しい問題になつて
くると思つておられます。

お話しのように、個人訴訟的なものじゃなく
て、一種の集団訴訟のような形のもの、新しいそ
ういふ種類のものにどう対応するか。また、こ
ういふ形にいつたらどうだということまで熟して
きていない段階じゃないかと思つておられます。け
れども、何か個人訴訟の形では割り切れぬものが残
つてしまふような気がするのであります。どうす
るか、私も知識貧弱にして経験貧しく、すぐさま

考へがありませんけれども、問題はあるなという
問題意識は持つのですよ。どうもそれ以上、それ
じゃこういふ考へがある、こうしたらいいに決ま
つておるとか、ちよつとそこまでは申し上げる考
えが熟してありませんので、それこそ経験豊かな
あなたがいい知恵を教へていただきたいと思いま
す。

○横山委員 私が聞いておるんだよ。
関係者の方にお伺いをするのですが、私も経験
豊かではありませんので、この二万五千人の人が
訴訟するに際して、みんなが原告である。けれど
も、二万五千人が平等に並ばなくても、代表者方
式、選定当事者方式というものと聞いてお
るのであります。それらの方式というものは、
判決に勝つた場合あるいは負けた場合、権利義務
はすべて二万五千人に平等に判決の法益があるの
かないのか、ちよつとお聞かせ願ひたいと思いま
す。

○西山最高裁判所長官代理者 その点は、全部の
人が原告として出てきた場合と全く同じでござい
ます。(横山委員「法益があるわけですね」と呼ぶ)
ございませぬ。

○横山委員 そうしますと、この長良川訴訟がな
ぜ二万五千人を全部原告としたのか。なぜ、その
代表者方式なり選定当事者方式をとらなかつたの
かという点について、私はちよつとわかりかね
るわけですね。
私が自分で調べてないので恐縮なんですけれど
も、全部原告の場合と、それから代表者方式、選
定当事者方式との間には、どういふ違いがあるの
ですか、判決の法益が一緒ならば。

○西山最高裁判所長官代理者 初めに、ただいま
御説明申し上げましたことで、ちよつと正確でな
いところがございませぬが、選定当事者の場合には
全部の人が当事者になつて出てくる場合と同じで
ございませぬが、現在においては代表者訴訟とい
う訴訟形式が認められておらないのですから、そ
ちうの方については全員に効果が及ぶということ
はございませぬ。その点が違つてございま

す。
ただ、現在の場合ですと、選定当事者の訴訟あ
るいは各人が全部訴訟に出てくるという二つの形
式がございませぬが、それをどつちをとるかとい
うのは、当事者の選択に任せられておることござ
いませぬ。裁判所の方で、あつたらいい、こう
したらいいというふうにはまいらぬわけござ
いませぬ。

○横山委員 それはもうあたりまえのことなんで
あります。しかし法益が全部に及ばない、判決
効果が全部に及ばないとしたらば、これはやは
り二万五千人全部が原告になるより仕方がない。
原告になつたら、一億円以上代表者は持つてこ
いという点になりました。これは近代社会
におけるマンモス訴訟について、余りにもそれを
阻害する結果になる、そう思ひますから、ひとつ
この点については今後の問題として、法務省とし
ても御検討を願ひたいと思ひます。

次は、順序不同でございませぬが、この間、東久
邇宮が知らない間に結婚をしておつて、宮内庁は
びつくりして、知人の女性がすでに入籍をしてお
つたという問題が新聞に出ておりました。実はこ
の問題は、私の地元自由民主党の丹羽久章氏
も、この種の問題があつたわけでありませぬ。丹羽
久章代議士が知らない間に、ほかの女性が丹羽久
章氏と結婚しておつたということで、丹羽久章氏
はびつくりしまして取り消しをしたというわけ
であります。

二つの問題がある。一つは、東久邇宮裕彦とい
う九十二歳のお方でございませぬが、その事実関係
についてはいろいろありますけれども、ここでは
言ひませぬ。けれども、いづれにしても宮内庁は
びつくり、東久邇宮さんもびつくりということなん
であります。

そうすると、結婚というものは、実印を必要と
せず認め印で、区役所へ行つて結婚しましたと
言つて、ああさうですかと言つて、すぐに戸籍に入
れてしまふ。そのことに何か問題はないのだから
か。びつくりして、それはさうだつたと言つてや

るには、今度は多大の手續が要る。裁判で判決を
もらわなければいかぬとか、そのことについて、
一体どう考へたらいいのかがこの点について御意
見を承りたい。

○香川政府委員 戸籍の届け出の間違ひのないこ
と、したがつて戸籍の記載の適法なことにつ
きま
して、どのような手續構造をとればそれが期せら
れるかということ、非常に問題だと思ひます。
現行の戸籍法は、いわゆる形式的審査主義をと
つておりました、實質に立ち入つた審査はしない
というたてまえになつておるわけでありませぬ。
したがつて、たゞいま問題になつておられます婚姻
届で申しますれば、婚姻の当事者、それから保証人
が二人、その印鑑につきましても、特に印鑑証
明書の徴取をしていないわけでございますが、し
たがつて、きつめて希有な例の實績でございます
けれども、全く当事者が結婚の意思がないのに婚
姻届が出されたというふうなことは、希有ではご
ざいませぬけれども、あるわけですね。

その場合に、そういった希有の違法だと申しま
すか無効な婚姻届を選別できるようにするために
は、全般的に實質審査主義をとらなければならぬ
ということになつてくるわけでございます。そう
いたしますと、これは市町村の窓口行政として
は、とてもその能力にはたえないだらうと思ひま
すし、また、過料の制裁のもとで届け出義務を課
しておる届け出の励行ということも、手續がそれ
だけ困難複雑になりますと、なかなか励行しがた
いというふうな国民の側からの不便さ、不都合さ
も派生的には出てくるということになるわけであ
りませぬ。そういうことから、どちらがいいかと
いう立法政策の問題として、現行戸籍法は、やは
り希有な場合はいたし方ないという踏み切りで、
一般的には簡易な形式的審査主義のもとにおける
手續をとつておるのだらう、こういうふうな理
解されるわけでございます。

そのほかに、さらに工夫していい知恵がないか
という点をいろいろ従来からも検討されておる
わけでございますけれども、事柄は、結婚届と申

しますと、形式的にしろ、あるいは何かの書面によつてしる、両当事者の婚姻の意思があるという事を証明すると申ししても、本人しかわからぬわけでありまして、結局、第三者の者の証明ということになりまして、ただいまのところは、現行法の手続を維持せざるを得ないであろうというふうに考へております。

○横山委員 せめて婚姻届を印鑑証明をとつて実印主義にする方法はないかということが、私の質問の焦点であります。

というのは、少なくとも婚姻という厳肅な、戸籍に入れるという厳肅なものが認め印でいいということはいかかと思ふ。まあ実印を使うからといって、それでいまのあなたの言う希有な例がなくなるとは思われないけれども、結婚と同時に厳肅な事実、戸籍に入れるという、相互の家族の合意というものもありませんから、せめて印鑑証明をとつて実印を押す。若い人たちですから、まだ実印がないかも知れぬけれども、結婚と同時に実印をつくるということは意味があることではないか、そう思いますが、いかがですか。

○香川政府委員 確かに、届け出書に押印した印鑑の証明書を添付せよというののも一つの方法でございまして、これは実は戸籍実務家の間でも検討されたことがあるわけでございます。

ただ、確かにそういたしますれば虚偽のものがある程度防げるという効果は、私はあるだろうと思ひますけれども、一方、婚姻届は必ずしも本籍地で出さなければならぬことにはございませぬし、現住所でなければならぬことにはございませぬし、結婚式を挙げたところあるいはどこでも、たとえば新婚旅行中のどこかの場所、どこでもとにかく届け出られることにしておるわけでございます。そうしますと、あらかじめその婚姻届を出すあるいは結婚式を挙げる前に印鑑証明をして印鑑証明書を持って、そして届け出の準備をしておかなければならぬということになるわけでございますけれども、そこまでのPRが十分でござい

て、みんながそれに協力してくればスムーズにいくかも知れませぬけれども、たとえば保証人の印鑑証明書一つ出すにしても、非常にめんどうだというふうなことで苦情もあるわけでございます。その辺のところ、婚姻届が虚偽のものが出されるという事例が非常に多い場合には、少々全般的に不便をかけても印鑑証明書を添付させるということ、立法としては考へなければならぬと思ひますけれども、過去の実績から見ますと、婚姻届が無効であったというものはきわめて少ないわけでございます。そういうことから考へますと、全般的に少しでも手続を複雑にする、不便にするということはどうかというふうな、比較考量的の問題だと思ひますけれども、そういうことで、その印鑑証明書をつけさせることすら、現在では実務家の間ではなかなか踏み切れないという現状でございます。

○横山委員 戸籍法についてはいろいろ問題があると思うのでありますが、先般来私が経験いたしましたものでも、本人が本当に自分の生年月日を届け出たにかかわらず、どういふ間違ひか一年戸籍が違つておつた。

韓国人で帰化するときの要件でございましたが、それが外人登録であったか何か生年月日が間違つたために、それで国籍帰化に非常に渋滞を生じて、それが訂正の判決をもらわなければいかぬというふうなこともあつて、戸籍の訂正とかこの種の問題については考へべき点がかなりあると思ひますが、戸籍法の改正の作業についてはどうなつておりますか。

○香川政府委員 昭和四十九年に民事行政審議会が開かれました。そこで戸籍法のいま御提示の戸籍訂正の問題も含めまして議論された経緯がござい

ます。その結果に基づきまして、先般、民法等の一部を改正する法律が、これは戸籍法を含めた法律でございまして、成立した経緯があるわけでございます。確かに戸籍法はさらに根本的にいろいろ再検討しなければならぬという問題はあつて思ふのであります。

私どもの考へとしましては、御承知のとおり、法制審議会におきまして、親族法、相続法の全面的な見直しをやつておるわけでございます。これは戸籍法と密接不可分の関係にあるわけでございますので、そちらの方の結論を見て戸籍法の全面的な再検討をしよう、こういうふうなことで考へておるわけでございます。

ただ、いま取り上げられました戸籍訂正の問題は、これはちょっと具体的な事案を承知いたしましたので、生年月日が正確に届けられて、しかも戸籍吏が間違つて戸籍に違つた日付を登録したという場合には、これは裁判所まで持つていかなくとも、市町村長からの法務局長に対する許可によりまして簡単に直せるわけでございます。と申しましたのは、届け出書が市町村、法務局に保存されておりますので、それを見れば一目瞭然でございますから、簡便な手続きで訂正できることになつておりました。この点につきましては、さほど改正の必要を見ないというふうに考へております。

○横山委員 次に、刑事局にお伺いするのでありますが、大臣もよく聞いておつてほしいのですが、二つの事件が手元にあります。

一つは四日市区検の問題でございますが、豊丸産業の代表者永野裕豊が、糸田政治を四日市警察署に對し横領罪で告訴した事件について、嫌疑十分として不起訴処分にして、いま檢察審査會へ申し立てをしておるわけでありまして、これは私が資料を入手いたしましたところ、どう考へても、なぜ嫌疑十分にしたのか全く私にはよくわかりません。檢察審査會に申し立てたことは、これは当然なことではなからうか、こう思つておる事件であります。

それからもう一つは徳島の問題であります。業務上横領、補助金等に係る領家高蔵に関する判決書を手に入れて読んだわけでありまして、この判決書の中に驚くべきことが書いてある。途中省略

しますが、「第四回公判期日以降は毎期日のように訴因変更申請をなして前回の訴因変更申請を撤回し、第九回公判期日まで五回にわたり訴因変更申請をなし、第五回目の訴因変更にあつては以前に訴因変更の際変更を命ぜられた事実を復活するありさまで、遂に第一〇回公判期日に檢察官のかかる態度は訴訟上の権利の誠実な行使とは認めがたく、起訴状記載の訴因を審判の対象として具体性を有し被告人の防禦権の行使が可能な程度に特定したものと見て扱ふことは不可能というほかないとして、該公訴事実について公訴棄却の判決がなされた特異なものであり、」等々。それから「いずれもいわゆる直捜事件（司法警察の捜査を経ずに直接檢察官の捜査によるもの）」と呼ばれるものであるが、本件では、まず公訴事実一の雪害関係にあつては、かかる犯罪類型にとつて必要不可欠ともいふべき被害者である被告人の捜査が殆んどなされておらず」とか、中略「特異な訴因であり、」中央会側の事務担当者および当該事務の管掌者の捜査が不十分であり」とか、この判決を見ますと、檢察陣のあり方に対して、嚴重な批判の判決をしておるわけでありまして。

しかも、これは被告人が無罪となつたもの。嫌疑十分で警察が手を離した、それを檢察官が先に

出て、おれがやるというふうによつて、裁判では訴因変更ばかりずつとやつてきて、関係者の調査がほとんど行われてないではないかという、判決で裁判長が非常な叱責をしておるという特殊な事件であるのでありますが、この二点について、時間がございますが、お調べ願つたと思ひます。が、一体どういふふうに考へられますか、お答えを願ひたいと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま御指摘の二つの事件の処理等につきまして、事前にお話がございますので、実情を調べてみました。それに基づき

まして、簡単に御報告申し上げます。まず第一の事件は、三重県の四日市警察署から四日市区検察庁に送付されました横領に係る告訴事件でございまして、昨年十月に嫌疑十分と

いうことで不起訴処分になっておるわけでございます。今般お話がございましたので、その不起訴の理由等を詳細聴取いたしました。やや検討不十分の点があるのではないかと気がいたしましたので、検察当局に、もう一回よく記録を読み直してみてくれ、こういうふうに申しておるところでございます。

第二の事件は、徳島地方検察庁が昭和四十六年でございましたか処理をいたしました事件でございます。背任、業務上横領、それから補助金適正化法違反というような罪名で公訴を提起した事件でございますが、そのうちの背任の部分につきましては、先ほどちょっと御指摘がありましたように、訴因が特定されていないのではないかと、法律問題をめぐる論争が弁護人側と検察官側で行われまして、御指摘のように、しばしば訴因の変更を繰り返す、時にはまたもとの訴因に戻ったりする、というような、やや不体裁な訴訟の進行が行われたわけでございます。その結果、裁判所は、結局この背任の部分については訴因の特定がつかないで済んだということ、公訴棄却を言い渡しました。

残りました業務上横領、補助金適正化法違反につきまして、昨春秋無罪の判決があったわけでございます。その無罪の判決の中に、先ほど御指摘のような説示が含まれておるわけでございます。この事件につきましては、いろんな法律問題がございまして、もっぱら法律問題の争いによりまして、公訴棄却あるいは無罪の判決を得たわけでございますが、結果的に、振り返ってみますと、検察としてなお尽くすべきところがあったのではないかと、いろいろな感じさせられる事件でございます。今後この事件の教訓を全国検察庁で生かしまして、適正な、かつ裁判所からもいような御指摘を受けないような、りっぱな検察をやるように努力をしていきたい、こう思っておる次第でございます。

○横山委員 この二件は、いまお話しのように、検察陣の信頼とかあるいは威信とか、そういうもの

のを阻害する残念な事案だと私は思いますから、いまお話しのように十分注意をしていただきたいと強く希望をしておきます。

ところで、先般の本委員会から、弁護人抜き裁判に関連をいたしまして、野党——社会党、公明党、民社党、共産党それから新自由クラブ、社民連一致いたしました。次のように政府・与党に要望したことがございます。それは、三者協議の成果を期待して政府・与党に善処を求める、こういうことを申し上げておきました。その意味で、三者協議がどんな状況に進んでおるか、御報告をお願いしたいと思います。

○批和田政府委員 三者協議会では、現在のところ、いわゆる荒れる法廷と申しますか、特殊事件につきましても国選弁護人の選任方法の問題並びに弁護士会内部におきます綱紀、懲戒問題を中心といたしまして、真剣に議論を進めておるわけでございます。しかしながら、これらの問題は非常に大きな困難な問題もかなりございますので、まだまとまるといふふうなところにはなかなか達しないところでございますけれども、三者それぞれ真剣な態度で協議を進めておるところでございます。近く、従来の議論を整理をいたしまして争点を浮かび上がらせて、なお協議を進めてまいりたいというふうな状況にございます。

○横山委員 これは、私どもとして本日に三者協議の円満な妥結ということ望みたいのでありますが、この点について法務大臣の御意見を伺いたいと思っております。

○伊藤(憲)政府委員 大臣がお答えになると思いますが、その前に私から一言申し上げます。

最近、三者協議がたまたま調査部長が御説明申しましたように大変真剣に行われておるといふことは、私も注目をしておるところでございます。特に、これまでいろいろ御相談になりました一つの大きな柱でございます。国選弁護人の推薦の適正化と申しますか、この問題はかねてから私も心から希望しておるものでございまして、これにつきましても三者が真剣に取り組んでおられる

ことにつきましては敬意も表し、評価を申し上げておる次第でございます。

それから、最近におきまして、特定の弁護士さんに対する懲戒の問題を含めたいわゆる弁護士会の自律機能の強化の問題、これが協議の対象となっております。何と何と申しておるわけでございますが、この問題は、実は私も政府で提案させていたたいております刑事事件のいわゆる特例法が出るに至りました背景の部分に関するものでございまして、私も、私もといたしましては、特に深い関心を持って、この協議の内容がどの程度具体化するものかといった点を見守ってまいりたい、こういうふうにお考えでございます。

○横山委員 大臣に、きわめて微妙な質問でございます。意を体してお答えを願いたいと思っておりますが、三者協議の成果をひたすら国会側として期待しておる。成果あるように期待したい。もちろん、それは三者でございますから——三者と申しても事実上二者かもしれない。役所と日弁連なんです。ニュアンスが多少変わるし名前も三者でございますが、三者がやはり互譲の精神を持たぬと、どっちかが譲らなければだめだということでは、いまいちが悪いと思っておりますが、三者の熱心な、円満な妥結を一刻も早く望みます。その成果に基づいて、全野党としては政府に善処を求めるといふ点について御了承願いたいと思っております。いかがでございますか。

○古井国務大臣 いまの三者の間が本日に気が通じ合ひ、考えが共通になる、そうならしたらめたもので、それが一番理想で、残っておる問題だと思っておる。いままでの経過もありませんし、なかなかいつかにかいかないかもしらぬけれども、そう言っただけでいけません。何とかそういう方向に、三者が一つに溶け合ってやれるような方向に行けないものか、そういうふうに思ひ、願っておるようなわけがあります。政府も、何とかそれが前向きに進むように、こういうふうに思っております。

○横山委員 お三人のそういう御答弁がございましたので、次に質問をしようと思いましたが、ここで省略いたします。

なぜ私が次に質問しようと思ったのか、なぜ、それを省略するに至ったかという点は、大臣、多分おわかりだと思っております。それがわからなければおかしいと思っております。私が次に質問をしようと思つた問題を、いまの誠意ある答弁を了としてやめますから、その気持ちをくんでください。よろしゅうございます。

それでは、時間がございませぬが、本日に一点、二点だけ。

いまお手元へ差し上げました末期医療の特別措置法の問題でございます。これはお答えを願わなくてもよろしゅうございます。先ほど理事会で私から各党にお願いしまして、ほぼ私の希望を満たしていただけるような雰囲気で大変ありがたしいと思っておりますが、いわゆる安楽死問題でございます。

安楽死について、日本安楽死協会の草案が出てまいりました。これに対して、水上勉さんを初め反対の意見が出ておるわけでありまして、本委員会でも二回にわたって私が質問をいたしましたところ、伊藤刑事局長から、親殺しが毎年あるのだから、法案そのものよりもむしろ現実的な問題の処理をせざるを得ない条件下にある、そして判決の積み重ねを注目いたしておるといふお話がございました。私は、法案を急いで国会に提案するといふ気持ちは必ずしもございませぬけれども、少なくとも現実社会において現実親殺しがあるという問題について、私どもがいつまでも放置することはできない。

ですから、法務省として協会の草案について不日御意見をいただきたいこと、委員長には、この安楽死協会及び水上勉さんを初め反対論者を参考人として、不日ここへ呼んでいただきたいというお願いがございしますが、いかがでございますでしょうか。

○佐藤委員長 先ほどの理事会でお諮りしまして決定したとおりに、今後、御意思に沿って参考人として本委員会に出席を求めて審議をする、こういうことにならぬかと思ひます。

○横山委員 ありがとうございます。最後に、法務大臣に大須事件について要望をいじたいと思ひます。

御存じのように大須事件は、二十数年の裁判を経て、いま五人の被告が刑務所に入っております。刑務所の服役状況を聞きますと、政府筋の報告を聞きましても、非常にまじめな服役態度であると私も報告を受けました。大変結構だと思ひます。二十数年裁判をやりながら、社会人としてそれぞれ企業に、それぞれいろいろな活動に従事をしてきた人であるから、普通にやっておつても当然のことだと思ひます。家族その他は、従業員等の気持ちを考えますと、なるべく速やかに——法務大臣の裁量とばかりいきまします。法制審議会やあるいは矯正局、刑務所等の意見も聞かなければなりませんけれども、なるべく速やかに仮釈放をするように関係者の配意を望みたいと思ひますが、いかがでございますか。

○古井国務大臣 大須事件、いまおっしゃつたように、五人ともまじめに服役をしておるようになっております。それから仮釈放はなるべく早いこととできないか、心の御意見もごもつともでありませぬが、いかんせん、いまの制度では何か刑期の三分の一か何かは済まない者には扱ひがつかぬ、こういうふうになつてゐるかのようでありませぬ、それがあります限り、ちよつといますぐやつてしまへるというわけにもいかぬと思ひますので、そこはとじていただいで、できる時期になつての問題にさせていただきますと思ひます。

○横山委員 私、刑期の三分の一の問題は了承の上でお願いをしておるわけでございますから、その点お含みの上、善処をお願いしたい、こういうことでございます。

○佐藤委員長 西宮弘君。

○西宮委員 私は、ただいま提案されております裁判官の定員法について、もつぱらお尋ねしたいのであります。きょうどういふ質問をするかというところで係の方が私の意見を、いわゆる取材に來られたのですか、そのとき、法務大臣にはどういふことを答弁させるのか、そこを特に明確にしてくれというお話であつたので、そのことは明瞭にお話しいたしました。そうして、この前の質問で十分そういう連絡がなかつたので大臣が大変迷惑した、これは大臣が言つておられるのか、そういうふうな観測したというのかわかりませぬけれども、私のこの前の質問で大臣がそう迷惑するようになつたか、第一、いやしくも古井法務大臣ともあろう人が私みたいなチンピラの質問で困るなんというところは、おおよそ想像もできないことなんです。

ただ、いろいろ考へてみると、やや思い当たるのは、例のせつかく政府が提案してゐる賄賂罪の刑法の改正ですね。あの問題について、これをこの国会で成立させるのかどうかという質問を繰り返したときに、繰り返して御答弁があつて、何となく歯切の悪い答弁だつたわけですね。それで同じことを繰り返して私も聞かざるを得なかつた、大臣も答へざるを得なかつたというところで、大変迷惑したということなら、そういうことかもしれないと想像したのですけれども、そういうことでも何も答弁にお困りになるような問題では全くないと思ひますので、あれは政府が出してゐる案なんです。政府としてはぜひあれを通してもらいたい、これを明確に政府の方針としてここでもう一遍言明されること、それから同時に、これが進行しないのは古井さんが所屬しておられる自

民党の中にそれを延ばしてゐる要素があるわけですから、これは自民党の一員として、あるいはまた関係の一人として、ぜひあれは自民党を説得しても通させる、こういう態度を示すべきだと思ひます。だから、これはきわめて簡單明瞭だと思

うのです。

その二点だけ、この前みたいに長くならないように簡単に答へて下さい。

○古井国務大臣 歯切れが悪いようにお聞きになつたのですけれども、悪くはなかつたつもりでおつたのでありませぬ、いま出しておりました法律は出してあるというだけで、いまおつたかとお聞きの問題に続く再発防止などの観点から大切な問題だと思つておるのです。それはそういうふうにして申し上げたつもりだし、きょうも繰り返して申し上げておきます。

それだけ言つておけば歯切れがいいとおっしゃるのでも、それが、ただ、言いわけじやありませんけれども、それはそれだけけれども、きょうのぶつかつておる問題に対する観点が、あなたと私とちよつと違ふところがあるのだからと思つておるのです。それだけの問題に考へるか、もつと面の広い問題として、再発防止ということを考へなければ実効がないというふうに考へるか、その観点が少し違ふのじやないかと私は思つておるのです。あれを万能こうみだに考へるか、もつと広い面で考へるかというところがある。私は広い面で考へなければいかぬと思つておるのです、言わない方がよかつたのですけれども、申し上げておきたいと思ひます。

○西宮委員 きょうの本論ではありませぬからこれ以上繰り返しませんが、少なくとも二年前から政府が出してゐる法律ですから、これを通すために全力を挙げる、そういう決意を簡単に述べてもらいたいと私は考へるのだが、前回も何かいろいろ尾ひれがつくものだから、何となく歯切れが悪いと私は感じたのだけれども、大臣は決して歯切れが悪いのじやないのだというお答えですから、この問題はこれで終わりにいたします。

裁判官の定数の問題についてお尋ねするのであります、ちよつと関連をして法務省の刑事局長にお尋ねをしたいと思います。

つい最近の新聞に、人物紹介としてあなたのごとが載つておつて、その中にある言葉に「一時

期、非常に検事が不足、地方の幹部要員が足りず、云々、東京地検がこれこれといふ書いてあるわけですね。検事の場合、これは一時期であるから、いまではどうでないのであることかもしれませぬけれども、定数は十分満足する状態にあるわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 昭和五十三年度におきます検察官の定員は、検事が一千七百七十三人、副検事が九百十九人でございます。

このうちの検事の定員は、従来、ここ十年ばかり変わつておりましたが、いまから十年ぐらゐ前を振り返つてみますと、司法修習生からの検察官志望者が必ずしも多くない時期がございまして、そのころの採用が比較的少なかつたということも私も新聞記者の方のインタビューに答へて申し上げたわけでございます。最近はおかげさまで検察官志望者も大変ふえてまいりまして、実はただいま国会で御審議いただいております昭和五十四年度予算案で、十年ぶりに検事八人の増員を増員がございまして、この四月に修習生を終了する者からの検事希望者全員を受け入れることができないぐらゐにきつちりと検事の充員ができております。もつと神繩地区におきましては、員がございませぬけれども、それを除きましては、いま申し上げるような状況でございます。

さて、この検事千七百七十三人が満杯になれば、これで十分かと申しますと、私どもは必ずしもそうは思つておりませぬ。最近における犯罪の複雑困難性とか、あるいは事件の数も総体的にはふえておると思いますので、やはり一線検事には相当な負担過重を強いておると思いますので、今後、検事の給源からの採用可能数等をにらみながら、ここ当分の間、検事の増員というものをお願いしていかなければならぬのじやないか、かように思つてゐる次第でございます。

○西宮委員 新聞に出ておつたのですけれども、東京地検の立会検事の数をふやさなくちゃならぬ、これが果たしてふえるかふえないかというこ

とが、今度のグラマン事件解明についての検察陣としての姿勢の見どころだというふうに書いている新聞があったわけですが、その点はどういふ見通しですか。

○伊藤(榮)政府委員 検察庁は全国に地方検察庁だけで五十あるわけですが、この五十の検察庁にそれぞれ検事を配置してあって、一応の定員が決めたわけですが、最近のいろいろな事件の受理状況その他を勘案いたしまして、この三月末の検事の異動におきまして全国的な検事の定員の再配分をいたしまして、繁忙なところには繁忙なように重点的に検事を配置する、久しぶりに定員の配置のやりかえをいたしました。

○西宮委員 わかりました。いわゆるグラマン問題に対処する検察陣としての姿勢がそこにかかるといふことで、了解をいたします。

○伊藤(榮)政府委員 これは警察関係者からの伝聞でございますが、御本人は何におびえているかということはおっしゃいませんけれども、何か大変生命、身体の危険を感じておられる、そこで警察に対して保護してくれというお申し出があった、現在警察で二十四時間いつでも保護できる態勢をとっておるわけでございます。ただ、警察当局者の話によりますと、現実には何らかの危険が切迫して、そういう客観情勢は警察としては認めたくない、こういうことのようにございます。

○西宮委員 最高裁にお尋ねをいたしますが、いま法務省の刑事局長が検察陣の問題について答弁になったわけですが、最近非常に複雑困難なケースが多くなってきた、したがって検察官の負担も大分過重になってきているというところでありますが、一体、裁判の件数はここ数年間どういふふうに変動しているのか、第一減っているのかふえているのか、そして、その内容はいま刑事局長が言われたと同じような、そういう傾向をたどっておるかどうかということをお答えをいただきたいと思います。

○大西最高裁判所長官代理者 まず事件の件数の関係でございますが、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案関係資料というのがお手元についておると存じますが、その二十一ページから二十三ページあたりまで高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所の民事、刑事、それぞれの事件数を書きました差し上げてございます。

これをざらにいたしましておわかりいただけると存じますが、民事事件、刑事事件とも、これは最近の三年間を書いてございますが、次第に事件の数がふえつつある、そういう傾向でございます。一方、事件の質でございますが、これも民事事件、刑事事件とも次第に複雑困難な事件がふえつつある、こういうふうにお申せると存じます。

○西宮委員 もしいまの御答弁のとおりだとすれば、最高裁が定数増を要求している要求の仕方がちょっと問題じゃないかと私は思うのですね。

この間、昭和五十年から五十四年まで、ことしも入れて過去五年間の数字を発表してもらったのだけれども、それによると、今日までいわゆる増員してきたもの、これは純増ではなしに、それで見ると正しいと思うので、純増ではなしに増員の方を見ると、去年まで、昭和五十年から五十二年まで二百四十四名ふえているわけですが、増員になったわけですね。昭和五十年の要求定数が四百四十六名であったわけですね。それに比べて、今日まで充足されてきたのが二百四十四名だ、そういうことになれば、当然ことは二百二名要求し

なければ昭和五十年当時の要求数にも達しない、こういうことですね。

大蔵省の方で査定されて実際に減ってしまったというふうな、財政関係で減らされたのなら仕方ないとしても、そもそも要求する側で、昭和五十年をベースにして本来ならば二百二名要求しなければならぬところを百十三名、半分程度に減らして要求しておるといふ姿勢が問題だと思っております。どういふことなんでしょうか、私は昭和五十年をベースにして物を言っておるわけだけれども、ところが、いまお話しのように、最近事件の件数はふえている、質は大変複雑になってきているということなら、ますます足りなくなるといふのはあたりまえだと思ふのだけれども、要求がすでに大幅にダウンしているというのはいまのことにかしいと思ふ。どういふわけですか。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判所は毎年八月末日に概算要求を提出するわけでございますが、その時点におきましては、事件数の増加傾向、減少傾向それぞれ将来の見込みを立てるわけでございます。それとともに、裁判所の職員、特に裁判官の場合は給源に限りがあるわけでございますから、その給源等を勘案いたしまして、いわば理想的な状況と申しますか、そういうものを設定いたしまして、予算の要求をするわけでございます。

八月末日と申しましたが、実際の作業はもっと前に始まるわけでございまして、そのときの時点での理想的な形態を描きまして予算要求をするわけでございますが、毎年、実際に最終的な予算折衝が行われるのは十二月末、場合によっては一月になるということもあるわけでございますが、そこら辺になりますと、翌年の事件の状況というのもの、当初の見込みとは若干違う場合もございますし、特に申し上げれば、裁判官の充員状況がどうかということが、夏以後の退官状況あるいは新しく裁判官になってくる希望者の状況等が明らかになってくるわけでございまして、結局は、そういう最終的な時点におきます充員可能な

形というところで、実際に定員法が上がってまいります人員の要求ということに落ちつくわけでございます。先ほど、五十年の当初要求人員から、実際にその後の増加人員を差し引いた数にまだ差があるんじゃないかというお話、まことにそれとおりでございしますが、そういうことで理想的な形と、現実には空っぽの定員ではやむを得ない、しようがないものですから、現実には充員が可能な人員ということとの差がそこら辺に出てくる、簡単に申し上げればそういうことになるわけでございます。

○西宮委員 見通しを誤ったり、あるいはまた充員ができないというふうな実情があつてやむを得ないのだというところなら、いわばこれはそういう意味では、最高裁総務局として大変な手落ちだと思ふのです。必要な裁判官を補充していかなければ、当然第一線は非常に困るわけですから、私はそういう点で、現実には第一線の裁判官は非常に困難になっていると思ふのです。

ところが、私は、いろいろ裁判官の意見を述べているものを若干拾い読みしたのでありますけれども、大変に困っているというのを述べているわけですね。これは昭和四十九年二月十日に日本都市センターで行われた全国裁判官懇話会というものの記録でして、東京高裁の三井明裁判官が報告をして、それに対してみんなが意見を述べているわけですね。それを讀むと、一々朗読をさせんけれども、数が足らなくて大変困るということをこもこも訴えているわけですね。訴えているのだけれども、ただし、その訴えている人たちは自分の名前を出してないわけですよ。A、B、Cというので名前を表示してはいる。これは「判例時報」に載っているのですから、決してインシキなものではない。そのA裁判官、B裁判官というのは明らかに実在する裁判官だと思ふのだけれども、その名前を載せない。

ここに、この間もちょっと申し上げた「ある裁判官の回想記」というのを見ると、これは浦辺衛さんですが、「いま、裁判官の数をみると、戦前

形というところで、実際に定員法が上がってまいります人員の要求ということに落ちつくわけでございます。先ほど、五十年の当初要求人員から、実際にその後の増加人員を差し引いた数にまだ差があるんじゃないかというお話、まことにそれとおりでございしますが、そういうことで理想的な形と、現実には空っぽの定員ではやむを得ない、しようがないものですから、現実には充員が可能な人員ということとの差がそこら辺に出てくる、簡単に申し上げればそういうことになるわけでございます。

には一五四八名であったものが、戦後二六九六名に増加した。しかし裁判官の仕事の量と質の増大を考えると、裁判官の数は決して多いとはいえない。これを外国の裁判官の数と比較してみると、明らかである。ということ、裁判官一人当たりの国民の人口が、わが国は実に四万四千二百二十一名ということで、フランスの二分の一、英国の五分の一、米国及びドイツの八分の一、こういうことを言つて、「右のような裁判官数の現状と事件の増加とを対比すると、わが国の裁判官がいかん負担過重であるかが分ると思う。」というようにことを書いてあるわけですね。この書物が出たのは一年ちょっと前ですから、決して古いことを言っているのではないと思ふ。

しかし、こういうふうによめたら発言するとか、あるいは現職の場合には、発言する時にはA、B、Cで言うとか、こういうのはどういふ裁判官の気持ちでしようね。何かそういうことを言うと言えがめでたくなるというふうなことを懸念するのでしょうか。どういふわけでしょう。

○勝見最高裁判所長官代理者 私も裁判所の中にいる者といつたしまして、裁判官を初めとする部内職員のそういう意見の表明について、何か足かせといいますが、そういうものがあるように言われておりますけれども、私もどなたもいたしましては、戦前から裁判所の部内というものは非常に自由闊達なところでございます。最高裁判所事務局がいわばそういう意見を抑えつけているというふうなことは、さらさらないというふうには信じております。

なお、懇話会における発言につきまして、A、B、Cという匿名で記載されていることにつきまして、私もどなたもしては、なぜその名のか、むしろ理解いたしかねる所でございます。

○西宮委員 そういふ締めつけなどは一切やらないという話ですが、恐らくそうだろうと思ふ。しかし、そういう雰囲気をつくり上げているのではないかということをお私に心配する。

いまのA、B、Cで意見を述べているものですね、それにも横田正俊さん、これは裁判官の大先輩ですが、この人が最後に締めくくっているわけですが、それなどを見ても、言いたいことがあつたらほとんど言ひなさい、言うことによつて司法部はりつぱになるんだ、だから率直に意見を述べろということが一番大事なんだということをお言つておられるけれども、統一してこの人は、「この考え方こそがこの会の」、「この会というのは懇話会で、懇話会の「使命である。この会に出て来て何か言つたら何かまずいことになるんじゃないかと考えて来ない人もあるようですね。」こういうことを言っているわけですね。だから、こういうところに出ると何かにらまれるのじゃないかというふうな気持ちでいるわけですね。私は、そういう雰囲気を出しているのじゃないかというところが一番重大問題だといふふうに考へる。

しかし私は、いまこのことを繰り返しても、恐らく同じ答弁しかもらえないと思ふので繰り返しません。たとへばこの前、札幌の高裁長官でやめた横川さんでしたか、あの人が退官間近に雑誌に最高裁を批判するよな意見を述べましたね。ああいうのはどういふふうにごらんになるのですか。私は、恐らくこれもまた、ここで質問したら、いとと同じような答弁しかもらえないと思ふのだけれども、あの横川さんがやめると、その次の札幌の高裁長官は最高裁を絶賛しているわけですね。あんなのを見ていると、いま私が申し上げたことが、現実にはそういう雰囲気をごかかあるのじゃないかということを感じざるを得ないのですけれども、それはどういふわけですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 横川元札幌高裁長官の論説に對しましては、前国会のときに私もどなたも牧事務局長からもお答え申し上げているとおりでございますが、先ほど申し上げましたように、私もどなたもいたしましては、戦前から裁判所部内には自由闊達な雰囲気があつた、戦後も決して変わっていない、もし御指摘のようなことがあれば、そういうことがあつてはならないと考へております。

す。なお、その後の駒田高等裁判所長官の発言が最高裁を絶賛しているとおっしゃいましたけれども、その点はそれぞれの見方があろうかと私もどなたも考へております。

○西宮委員 いま私が読み上げたA、B、C匿名懇話会は昭和四十九年でありますが、その四十九年当時、数が足りなくて非常に困つたというのを匿名の裁判官はみんなも訴えているわけですね。したがつて、恐らくそれを受けて——受けてというが、何もこれを受けたわけじゃないだろうけれども、そういう状況のもとで、昭和五十年の要求は裁判官以外も含めて四百四十六名という要求をしたわけですね。ところがさつき申し上げたように、その時点ですでにみんな第一線の裁判官は困つて居る。そういうときに、それ以後さらに事件の件数はふえ、あるいは質は複雑になつてきていくというにもかかわらず、要求する人員をダウンしている。こういうことは私もどなたもには、司法当局の姿勢としてどうしても理解できない。

それでは、裁判官がいらない裁判所は幾つありますか。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判官がいらない裁判所といつたしましては、本庁ではもちろんそういうところはございませんが、地方裁判所、家庭裁判所の支部、簡易裁判所等で裁判官が常駐してない、全然いないというわけではございませんが、常駐してないところがございます。およその数は地、家裁支部では九十数カ所あつたと存じますが、簡易裁判所では約五百十軒ぐらゐあると存じます。

○西宮委員 これが地方の住民にとつては大変な不便を感じているわけですね。そういうことで常駐してないから、特に急ぐ事件などは、仮差し押えとか仮処分とか証拠の保全とか保釈、勾留の執行停止とか、時間を争うというふうな問題があるのだけれども、そういうのはこの次裁判官が来るまで待つていなければならぬということで、現場では非常に不便だということがあるし、あるいはまた、せっかく裁判官がその期日にやつてきて

も、遠いところから時間をかけてやつてくるわけですから、来てから書類を読んできたり、帰りはまた時間が遅くなるで大変だから帰りを急ぐというところで、中途半端にして、また次に延ばしてしまふというふうなことが現に行われているわけですね。

そういう点で、私は、しばしば裁判所にいろいろ厄介にならないければならぬという人たちから、そういう不満を聞くのだけれども、そういうのを少なくとも充足するように、そのためにこそ定数の確保が当然図られなければならないと思ふのだけれども、その常駐してない裁判所をだんだん解消していくという計画なり、あるいは実情なりはどういふ状況にあるのですか。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判官の常駐していません裁判所の事務量でございますが、どの程度の事件があるかということでございますが、簡易裁判所に例をとつて申し上げますと、先ほど約五百十軒ぐらゐ常駐してないといつたけれども、その半数以上のところは、普通の簡易裁判所の事務量を一といつたしまして十分の一、一割にも充たないところがございます。これを仮に二割程度の事務量があるところをとつてみますと、常駐していません簡易裁判所の九割以上は、二割以下の仕事しかないといふふうな実情でございます。平生の事務処理といつたしましては、おおよそ週三回とか二回とか一回とかいふふうな定期的な日を決めまして、最寄りの簡易裁判所等からてん補いたしまして、事務処理をしておるわけでございます。

ただ、いま御指摘になりましたように、仮処分、保全保分といった事件、それから令状といったような緊急を要する事件につきましては、必ずしもそういう定期的なてん補ということにこだわらなれません。真に緊急を要する場合には直ちにそこへ赴きますとか、あるいは書面審理で足りる場合は申し立て書等を書記官が隣の簡易裁判所に持つてまいりまして、裁判官の判断を受けて決定をするというふうなこともやつておるわけでございます。

まして、それでは全国に絶対そういう御迷惑をかけた例がないかと言われますと、それは必ずしもそうでもないかもしれませんが、私どもとしては、国民の皆様方には御迷惑をかけるまいように、特に緊急事件の処理については、真に必要なものについては緊急に処理をするようにというところは十分努力はしておるわけでございまして、今後もその点の努力は続けたいと考えておるわけでございませ

す。なお、不在庁を減らす計画があるかどうかという点でございしますが、これは現在の時点といたしましては、先ほど申しましたように事件数が非常に少ないわけでございまして、それこそ現在の定員内におさまっては、全体の割ぐらいいしか事件がないような裁判所にも一人置くということになりますと、勢いほかの裁判所に対するし寄せという問題もございまして、それから、そもそもそういう裁判所は事件が今後ふえる見込みがなかなか少ないところが多々ございまして、事件でも多少ふえてくれば、それはそれでまた考えられるわけでございしますが、地方によってはますます、一割よりももっとも減っていくという地方もかなりあるわけでございまして、私どもとしては、まだまだ情勢の推移を見ませんことには、不在庁を減らしていくというふうにはいま直にはいかなないというのが現状でございまして。

○西宮委員 裁判官の数が足りないという勢い負担が過重になる。したがって非常に拙速主義になるとか、そういうことも当然考えられると思います。あるいはまた、いわゆる職権主義を露骨に出してくるといふようなことだとして当然あると思うのです。そういうことで裁判官が非常に感情的になつてしまふ、こういう訴えも聞くわけです。物を言おうと思つてもなかなか言えないように、裁判官が非常に感情的にやられてしまふというふうな訴えなども聞いているわけですから、だから、これはその裁判官が悪いというよりも、むしろいま言ったように負担過重だというふうなことからくるわけですから、そういうことにならせないために、

私は、絶対に数の問題は考えなければならぬ重大な問題だということ強く指摘しておきたいのです。いま不在庁のことを言いましたけれども、そうではない、たとえば地裁などの例を見ても、刑事はもちろんいろいろ被疑者、被告人の身柄拘束という問題があるから、刑事の問題はそう大した時間ばかりかかぬでしょうけれども、民事の場合だとずいぶん長い時間かかって、次の期日まで何カ月もかかる、あるいは証拠調べも三カ月も四カ月も先になるというふうなことで、そのときになると、またいろいろ思わぬ支障が出てきたりして、それもまたお流れになってしまふということがあつたりして大変な不便をしている、そういう例が多いようです。

もちろんそういう例でないものもあるでしょうけれども、そういう例が少なくないように思う。いま経済のテンポが大変早くなつてきている。ですから、そのときにそういう問題で争う民事関係がその時間がかかつておつたのでは、テンポの早いままの経済にとっても追いついていけないと思うのです。そういう点はどうなんですか。

○大西最高裁判所長官代理者 たいだいま民事訴訟が非常に多くておられるという御指摘、まことにそのとおりと存じます。ただ、審理期間で申しますと、この資料の二十四ページに出ておりますが、長いわけではございませんが、たとえば地方裁判所について見ますと、昭和五十年の平均十六・一カ月が五十二年に十五・八、五十二年に十四・七というふうな、次第に状態は改善しつつあるわけでございまして、裁判官も一生懸命努力しておるわけではございません。

ただ、この訴訟遅延の問題でございしますが、これは裁判官の不足が原因ではないと申し上げるわけではございませんが、むしろそれ以上にいろいろな条件がふくそうしておるわけでございします。たとえば期日が先になるというふうなこともいまま御指摘がございましたけれども、この期日一つをとって見ましても、裁判所が当事者の意見も聞いて

て決めました期日が当事者の都合で流れる、変更が多いということも事実でございまして、結局、裁判官の増員以外に当事者の協力も含めたいいろいろの施策が必要なのではないかと、裁判所といたしましては、そういうことも含めまして今後努力してまいりたいと考えております。

○西宮委員 時間がありせんから終りにいたしますが、いまの当事者の都合で流れるというの、先が長いとよけい何か新しい障害が出てくるというふうなことがあり得るわけですよ。もっと期日が近ければ、無理してもそこに合わせるというふうになるのだから、長くなるとますますそういう傾向が多くなる。したがって、いまのようないふことはかえって増幅されているということになると思う。

私は一言だけ言っておきたいのは、調停で片をつけるというのが非常に多くなつておるわけですね。これは、言いかえれば裁判に対する不信だと思つておるのです。とにかく裁判にすると時間もかかるし金もかかる、だから調停にしたらどうですかというふうなことは世間の常識になつておるわけですね。それに円満に調停で解決するならば、むしろそれでも結構でしょうけれども、要するに、国民の側で調停に訴えざるを得ないというのは、言いかえれば裁判に対する不信だというふうな私どもは理解すべきだと思つておる。

法務大臣にお聞きをすると通告しておいたのだが、いまの定数問題は、さつき申し上げたように、いまの状態ではもうとてもやれない、体が統かないというふうなことを裁判官自身が訴えておるわけですよ。こういう状態を踏まえて、特に最高裁の場合は、大蔵省が査定して、こつちの要求どおりかかないという場合には、いわゆる二重予算を出すというふうな権限さえも持っているのですから、もっと強い姿勢で当たるべきだ。大臣いかがですか。それだけ答えていただいで終わりにします。

○古井国務大臣 いまのごもつともなお話でありまして、まずもつて裁判官が足るか足らぬかという

ことは最高裁が責任を持って考えるべきことでありまして、それはたてまえであります。私も無関心でおられるどころの話ではありませんし、これは一緒に考えなければならぬ問題だと思つております。御了承願ひいたします。

歯切れの悪いことは言わぬ方がいのでありますが、数が大事であることは、これはまた足りないということも、どうも大局的に見てそうだと私は思つておるのです。ただ、有能な素質のいい人をそろえなければ、数だけそろえたつてだめなんです。ゼロを何足してもゼロでして、素質のいいのをそろえるということも考えなければいかぬし、事務処理のやり方も改善をしないかぬし、数だけでは解決ならぬというふうな面もありません。あなたは非常に経験、知識は豊富でありますし、要するに目的は裁判が早くいくように、また裁判で物を処理して実行行使などいかにぬような、そういう社会にしたいのですから、そういう意味で、また少々歯切れの悪いことを言つて悪いですけれども、お考え願つて御指導願ひしたいと思います。

○飯田委員 本日は法案審議の日でございまして、特に提出されました二つの法案に関連する問題についてお尋ねをいたします。

まず最初に、この法案が法務省の方が原局として提出されておることは憲法上の要請であると思つておるのです。そのように理解いたしますが、この内容を見ますと、内容は全部最高裁判所の所管に属する問題であるように思われます。そこで、こうした法案をおつくりになる場合に、最高裁判所だけをおつくりになつて、法務省はトンネル機関になつておるのか、それとも法務省と最高裁と両方で御審議になつておつくりになつておるのか、その点をお伺ひいたします。

○批田政府委員 たいだいまお話しのように、内容は裁判所のことになるわけでございしますけれども、法案提出の関係で法務省が所管しているというところはおっしゃるとおりでございします。その内

容は裁判所のことになるわけでございしますけれども、法案提出の関係で法務省が所管しているというところはおっしゃるとおりでございします。その内

容は裁判所のことになるわけでございしますけれども、法案提出の関係で法務省が所管しているというところはおっしゃるとおりでございします。その内

容は裁判所のことになるわけでございしますけれども、法案提出の関係で法務省が所管しているというところはおっしゃるとおりでございします。その内

容を決めます場合、あるいは法案を出すか出さないかというふうな関係につきましては、これは最高裁判所と私どもの方とで十分協議をいたしまして、そして、その内容につきましても十分打ち合わせを遂げた上で法案にまとめるという作業をやっております。

○飯田委員 この法案の内容、管轄区域の方は論議するに当たらずに、明確なものなんでしょうが、定員法の場合になりますと、これはいささか議論になると思います。

○飯田委員 これは、人数を決めるに当たりまして、最高裁判所の方はきわめて謙虚な態度で常におやりになる。遠慮に遠慮を重ねておやりになる傾向があるのですが、法務省の方では、こういう態度に対して、余り遠慮しなくてもいいからという態度でおやりになるような態度であるのかないのか、その点をお伺いします。

○批田政府委員 実際上の取り扱いといたしまして、最高裁判所の方が財政当局と折衝されまして決まった員数を法案として私どもの方で取りまとめるといことが、定員法の作成の状況でございます。

私どもといたしましては、ただいまも法務大臣から御答弁ありましたように、最高裁判所の定員の関係につきましては関心を持っておりますけれども、財政当局との折衝その他につきましては、悪い意味で介入するということもできませんので、側面的に精神的な関心は強く持っておりますけれども、法案作成の段階におきまして、もうすでに財政当局との間で決まった数を法案にあらわすというだけのことになりますので、その段階で私どもの方が、この数字が多いとか少ないとかという段階は過ぎてしまっているというのが実情でございます。

○飯田委員 一応この法案にあらわれております数字がどうこうということ抜きますれば、この二つの法案は至って簡単明瞭な内容でございますので、これ自身について、私は人数以外の問題についてクレームをつける意思はございません。

そこで、この問題に関連した事項につきましても、少しくお伺いしたいと思っております。特に管轄区域に関する問題についてお尋ねをいたします。

簡易裁判所の数は、資料を見ましたがわかりませんが、人の話によりますと五百七十五ある、こういう話を聞いておりますが、これは事実であるかどうか。それから、それはどのような分布状況になっておるか、お尋ねいたします。

○大西最高裁判所長官代理人 簡易裁判所の数でございますが、ただいま御指摘のとおり、全国で五百七十五ございます。分布状況という御趣旨がちょっとよくわかりませんが、地方裁判所の本庁というものが五十ございますが、それと同じ場所にはやはり五十簡易裁判所がございます。それから、地方裁判所の支部が全国に二百四十ちよつとばかりございますが、そこにもある。五百七十五のうち、いまの五十と二百四十を差し引きしました簡易裁判所が簡易裁判所だけ独立に、私どもの方では独立簡裁というふうになりやすいのでありますが、独立して簡易裁判所がある、それが全国に散らばっておる、そういう関係に相なっておりますわけでございます。

○飯田委員 簡易裁判所には所在地と管轄区域とございますが、管轄区域をお決めるに当たりますと、どういう条件で決められるのか、お尋ねするわけですか。非常に狭い管轄区域のところと広い管轄区域のところがありますが、これはどういうわけでそういうことになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○批田政府委員 明確な原則みたいなものを私どもが内規的に持っているわけではございませんけれども、管轄区域の広さ、それから人口、それからまた事件の頻度と申しますか、そういうものを総合して管轄区域を定める。もちろん、その管轄区域の基準になるところはなるべく行政区画と合致する。市町村を半分ずつというふうなやり方はないで、できるだけ市町村はまともな一つの簡易裁判所の管轄にするというふうな観点で、大

ざっぱに申しますと簡易裁判所の管轄区域というものを考えておるわけでございます。

○飯田委員 簡易裁判所をおつくりになった御趣旨なのですが、地方裁判所の下に簡易裁判所をおつくりになったというのには、どういふような御趣旨でおつくりになったのでしょうか。

○批田政府委員 平たく申し上げますと、市民が日常に起きるような細かい事件も含めまして裁判所に気軽にに行ける、そういう市民のための裁判所というふうな考え方で、従前の、戦前の区裁判所とは違った色彩を持たせた裁判所を全国に置くというの、簡単に言えば簡易裁判所をつくった趣旨であろうと思っております。

○飯田委員 国民の、市民の便宜を計らって簡易裁判所というものを設けた、小さな簡単な事件においてではできるだけ近くのとこで済むように、こういう御趣旨でおつくりになったというふうな受け取ったのですが、もしそうであるとしたら、市、市民の交通の便、足の問題、距離という問題が非常に問題ではないか。置かれておる場所から管轄区域の端々まで至る距離がどのくらいあるかという問題、これが非常に問題になるといふふうに考えますが、その点についての御考慮はなさっておるのでしょうか。

○批田政府委員 もちろん、そういう非常に長時間あるいは何日もかかるところから裁判所に来なければならぬということがないというところは、管轄区域を定める場合に配慮いたしておるわけでございますけれども、そうかと申しまして、実際問題として余りにも人口の少ないところ、事件も現実問題として余り出ないところまで、全部それを考慮に入れるということではできませんので、ある程度のところではしんぼうしなければならぬ、ある程度のことでは出てまいりますが、考える要素としては、交通機関とかあるいはその交通機関を利用するための時間とかいふようなことは、当然考慮に入れておるつもりでございます。

○飯田委員 いま大体の原則をお伺いしましたので、こういう問題につきまして法案をおつくりになるときに、法務省の方でも裁判所と一緒にござい重大な関心を持っていただきたい。お願いしたいと思っております。これは後でまた関連しますの御質問いたしますが、質問の内容を変えます。家事調停事件というのが家庭裁判所でございます。それから簡裁の民事調停事件というものがございまして、こういうものは過去十年間大体どのような発生状況になっておるのか、その増減ですね。もし、それが増加したというのならば増加した理由があるはずですが、その理由はどういうものとお考えになっておりますか、お伺いいたします。

○大西最高裁判所長官代理人 まず家事調停事件から申し上げますと、十年前の四十三年をとってみますと、四十三年は六万五千五百件でございまして、その後次第にふえてまいりまして、昭和五十二年をとってみますと八万一千三百三十件ということになっております。

次に民事調停でございますが、民事調停は実は昭和三十年ごろがピークでございまして、だんだん減ってまいりました。四十三年までずっと減ってきたわけでございますが、四十三年で五万四千三百二十三件でございます。その後も実は非常に減ってまいりまして、昭和四十九年が一番減ったところでございますが、四万三千件弱でございます。それが最低で、その後少しずつふえ始めまして、昭和五十二年をとってみますと六万六千八百件というふうになっておるわけでございます。

この増減の理由でございますが、家事の關係は、これは大体ずっとふえてきておるといふふうな理由があるかと思っております。これはいろいろ申し上げていいかと存じます。これはいろいろ理由としては、やはり戦後の家族關係が核家族化したということがございまして、そういう關係での家族關係の変化と申しますか、そういうものがあると存じますし、それとともに、国民全体の権利意識というものが発達してきたことも一つの原因ではなからうかというふうな考えておるわけでございます。

ざいます。

民事調停の方は、先ほど訴訟がおくれるから民事調停に走るといってお話もあつたわけでございますが、実は逆にずっと減つてまいつておりまして、ちよつと理由がよくわからなかつたわけでございますが、四十九年を境としましてふえまして、御承知の昭和四十九年に民事調停、家事調停もそうでございますが、調停制度が大幅に改正になりまして、調停制度全般にわたる改善が図られたということが一つの大きな理由ではないかといふふうに、私どもとしては考へておるわけでございます。

○飯田委員 簡易裁判所の定員の問題につきましては同僚委員から質問したと思ひますけれども、この資料によりますと、定員が七百七十九、現在員が七百五十一、欠員二十八、こうありますね。こういうような事態が生じたのは、そういう簡裁の判事になれるような資格者が少ないから、こういうことになつたのか、あるいはそういうじゃないのか、いろいろ理由があると思ひますが、これはどういふわけでしょうか。

○大西最高裁判所長官代理者 簡裁判事の欠員、ただいま御指摘のように二十八という数字が資料に出ておりますが、これは昭和五十三年十二月一日現在のものでございます。

簡易裁判所の判事の任用資格は、御承知と存じますが、判事補、検事、弁護士等を三年以上やつたというのが一つの資格でございますが、それ以外に裁判所法で簡裁判事の選考任用というものが認められておまして、徳望、良識のある人で特別に任用することができるという制度がございます。実は毎年春に判事補等からの簡易裁判所判事の任用がございますし、夏ごろに選考任用というものがございます。言つてみますと、夏ごろに現在員といたしましては、いわばピークの状態に達するわけでございます。その時点においては毎年ほぼ充足されておることでございます。その後、次第に定年退官その他ございまして減つてまいりまして、十二月には二十八の欠員、まだま

だこれからしばらく少し減るという状況でございますが、年間を通じまして、ピーク時においては大体充足されておるといふ状況でございます。

○飯田委員 簡裁の新受件数、これまた資料によりますと昭和五十二年で約二百九十万件、こうなつております。そして、この二百九十万件を定員の七百七十九で割りますと、相当数の一人当たりの件数になるのですが、こういうような状態十分だといふふうにお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

○大西最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の民事、刑事の事件数は、全体で昭和五十二年で約二百九十万件というのには御指摘のとおりでございます。資料に内訳が出ておりますように、いろいろな事件があるわけでございます。

ただ、簡易裁判所を中心と申します事件と申しますのはやはり民事、刑事の訴訟事件でございます。五十二年で見ますと、民事では六万一千何百件、それから刑事が三万一千数百件ということになっておまして、これが中心でございます。二百九十万件の大多数を占めますのが道路交通法違反の略式命令でございます。これが約二百二十万件近くあるわけでございます。この二百二十万件の道交法事件、交通切符というのは、御承知と存じますけれども、非常に定型のものでございます。まして、實際上それほど時間がかかるものもございません。

そういう意味で、全体として簡易裁判所の判事がこれで足りるかどうかということにつきましては、いろいろ議論があるかと存じますが、たゞ、訴訟事件だけをとりとみますと、過去に比べて必ずしもそう負担がふえておるわけではございませんで、むしろ民事の方の訴訟の管轄が、地方裁判所と簡易裁判所との分配が、最近の経済情勢から見まして、だんだん地方裁判所へたくさん事件がいくようになって、簡易裁判所へいく事件数が減つてくるということもございまして、相対的に見ますと、地方裁判所の負担はふえておるといふふうに申しても、簡易裁判所の方は必ずしもそ

う負担がふえておるとは言えないという状況にあるわけでございます。むしろ、そういう関係での地方裁判所と簡易裁判所の民事事件の分配をどうするかというところが一つの問題になつてくるのではないかと考へておるような状況でございます。

○飯田委員 民事調停の問題について少しお尋ねいたします。今日、経済力が非常に弱い一般庶民にとりましては、民事調停というのは非常に有用な制度になつております。民事裁判をやりますと、これは弁護士さんを雇わねばならぬし、金もかかるし、とかく弁護士さんのところは敷居が高いというわけでありまして、したがって、民事調停であればもう少し気安くできるというわけで、最近では一般庶民が民事調停を願ひ出るといふのが多くなつてきておるのではないかと考へておるわけでございます。

そこで、この簡裁の所在地とか管轄区域というものが重要になつてくるわけですね。簡易裁判所へ出てきて民事調停を願ひするに当たりますので、管轄区域が狭ければこれはもう気安く行けるのですが、ずいぶん遠いところになりますと、自動車でも持つていかなければいけません。これは大変な努力を必要とする。したがって、この管轄区域の広さというものは、余り広いのは実は困るわけでございます。事件数が少ないから管轄区域を広めておくのだというところは、私は理由にならないと思つておる。事件数が多いたるところは定員を多くすればいい。事件数が少ない、多いの問題で管轄区域を決めるべきではない、私はこう考へておるわけですが、こういう点についてはいかが考へておられますか。

○大西最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の管轄区域は、交通事情というものが重要であることは御指摘のとおりでございます。先ほど御指摘になりましたが、全国で五百七十五最初につくつたわけでございますが、その当

時も、それではどだけつくればいいのかということについては、物の本などを拝見いたしますと、いろいろな議論があつたやうでございますが、ただ、その当時と比較いたしますと、全国的に見て、交通事情はむしろ非常によくなつてきておるわけでございます。事件数が少なくて管轄区域が比較的広いというところもあるかも知れませんが、そういうところでも、管轄をしております当該簡易裁判所へ参りますのに、それほど当事者に不便をかけるところは次第になつてきておるといふことだけは言えるのではなからうかといふふうに考へておるわけでございます。

○飯田委員 昔と比べて少しは交通事情がよくなつた、こういうお話でございますが、もともと簡易裁判所の置き方がおかしなのじゃないか。それは、たまたま交通が便になつたから、自動車を持つていける人は楽になつたというだけでございますが、今日たとえば人口五、六万の都市には簡易裁判所が置かれておるとは限りません。郡部と一緒にしてずいぶん遠いところに一つしかない、こういうところが多いわけですが、そういう状態を放置しておかれるということはどうかと思ひます。

そこで、この簡易裁判所の判事さんの数がなかなか求め得ないというのであれば、私は、簡易裁判所の判事の任用よりももう少し程度を下げた簡易裁判所の判事補の制度をおつくりになつたらどうかと考へるわけですね。これは裁判所法にはありませんから立法問題です。調停事件というものにつきましては、それほど高度な裁判官の知識を要するといふほどのものでもない場合もあるのです。ですから、一律には言えませんが、調停事件のむずかしいものは正式の判事さんにやってもらい、そうでないものは判事補さんにやってもらい、ものはやれるといふふうにして、支部を設けていただいたらどうか。人口五万程度のところ、十万程度のところ、いまないので、そういうところへ支部を設けていただければずいぶん助かる、このように考へますが、こういうような点についてどう考へておられますか。

○大西最高裁判所長官代理者 簡易裁判所支部を置くことすれば、それを含めまして、そういう庁の数、庁数と申しますか、それがどの程度がいいかというところは、先ほども申し上げておりますように、いろいろな意見があるだろうと存じます。確かに、国民の利便ということから考えますと、全国津々浦々にたくさん置けばいいというところも、一方において考えられるわけでございませうが、他方において、司法の効率的な運用と申しますか、そういう面から考えますと、余り事件がないところへ置くということはどうかということも、片方の意見としてあるわけでございます。現に、先ほどもちょっと他の委員からの御質問にお答え申し上げましたけれども、それこそ年間に調停事件が本当に一件か二件しかないという簡易裁判所もたくさんあるわけでございまして、それ以上さらにも置くということになりますと、実際問題として困る。

簡易裁判所の判事の任用資格は、先ほども申し上げましたように、必ずしもそうむずかしいものではございませんで、実際それでは簡易裁判所判事をたくさん任用しようとする場合には、全然でさくないというわけのものではないと存じます。任用しようとするわけではございませんが、ただ、そういう任用をいたしましたとしても、それこそ現在でも、先ほど不在庁の問題も出ましたけれども、事件が少なくなくて実際仕事のないところへ、簡易裁判所判事を含めまして職員に行っていたかというところは、他の面からの非常な隘路、たとえば人事上の隘路等もあるわけでございまして、なかなかそう簡単にいくわけのものでもございませぬ。

したがって、簡易裁判所判事補の問題でございませうが、現在の地方裁判所、家庭裁判所の判事補と申しますのは、地方裁判所、家庭裁判所におります判事の任用資格が高いということ、それがなかなか埋まらないということとの関係で判事補が出てきたわけでございます。一方、簡易裁判所につきましても、ただいま申し上げましたよ

うに、簡易裁判所の判事の任用そのものは人がなかなか得られないというものでは必ずしもないけれども、また他方の考慮から、そういう者を選任してたくさん簡易裁判所を置くことがいいかどうかという面からの問題があるわけでございませぬ。

○飯田委員 今日、国民の法律に関する知識は思ったより低いのです。これは私の直接の経験ですが、私は地元で無料で法律の相談にあずかっておりますが、私が地元におる日は毎日五件から十件くらいあるのです。これはもう田舎の方から出て来られる、法律知識がわからないために、しかも、弁護士さんに相談すればいいのだけれども、お金がかかるというので弁護士さんを訪ねるのは何かこわい。それから裁判所へ行きましても、どうもまともな相談には乗ってくれないというわけで、私のところに来ますので、いろいろ教えて裁判所の方へ行くように勧めておるのです。

こういう事柄から考えましても、田舎の方の各市町村におきまして、そうした法律に関するちょっとした相談をしてくれるところが必要であろうと私は思います。今日、もちろん弁護士さんの方で無料相談所をつくりまして巡回してやっておられますけれども、これは月に一回とか二回、しかもその相談はきわめて形式的な相談でありまして、お金になるようなものは後から自分の事務所に来なさいという程度の相談でございます。それではちょっと庶民にとっては困るわけですね。この程度の事件は調停にした方がいいのかあるいは裁判にした方がいいのかという判定をしたり、あるいはこの程度のことならお互いに話し合えば済む、またこれは裁判に出してもだめでですよという程度の知識を授けてやる相談所というものがやはり必要ではないか。

そこで、簡易裁判所の任務の中にそういうものも含めていただくわけにはいかないか、そういうものを入れるということは、裁判所の任務に反するということはお考えなのかどうか、この点についてお伺いします。

○大西最高裁判所長官代理者 いわゆる相談でございませうが、相談を正式に裁判所の事務として取り入れるかどうかという御質問といたしまして、なかなかこれはいろいろ問題があるわけでございませぬ。

ただ、現状といたしまして、窓口の民主化と申しますか、そういうことは必要なことでございませぬ。たとえば簡易裁判所におきましては、窓口でそういう意味での相談ということになると乗っておるわけでございませぬ。

どういふことかと申しますと、調停はまず口頭で申し立てることができるわけでございませぬ。それから、その口頭申し立ての受け付けをする。それから、本当の口頭ではなくても、いろいろな書式を整えておきまして、それに記入するという、私どもで準口頭の申し立てというように便宜呼んでおりますけれども、そういうことで申し立てが簡単に行なえるような便宜も図っておるわけでございませぬ。そういう口頭申し立てであるとか準口頭申し立てであるとかいう申し立ての機会に、当事者から、いろいろ手続の進行のぐあいとか、あるいはどういふ手続をやつたらいいかというような相談が実際あるわけでございまして、そういう意味での一般的な相談には実際には応じておるわけでございませぬ。

ただ、先ほど正式に裁判所の事務としては問題があるというふうに申し上げましたが、これはやはり当事者の一方と話し合うことになりませぬ。たとえば内容などに入ることになりますと、裁判所に対する公平感を害するおそれがある。そういう意味では相談と申しまして、裁判所として実際にやります場合には非常にむずかしいわけでございます。そこら辺のところをいろいろ考へながら、できる限りの便宜を図るといふふうにやっておるところでございます。

○飯田委員 いまの問題、裁判所としては、一方の利益、一方の言い分だけ聞くとということになるので大変不都合が生ずるかもしれない、そういうことだと思ひますが、それでは、法務省の方でこ

ういふ制度をおつくりになるといふことについてはいかがでしょうか。

○批田田政府委員 私どももいたしましては、先ほど最高裁判所の方からお答えがございましたように、裁判所で実体についての相談をするというふうなことは問題であろうという意識を持っております。

まず最初にやるべきことは、先ほどもお話ございましたけれども、弁護士会の方が各市町村その他のところへ出向いて行って無料相談に充当するというようなこともやっておりますけれども、それをもっと頻繁にやるべきではないかということ、日本弁護士連合会の方でもそういうふうな方針を打ち出しておられるようでございますし、私どもはまずそれに期待をいたしたいという考えでございます。

その次に、全国に法務局がございまして、そこで人権擁護課を中心とした人権相談をしておるわけでございませぬが、実情といたしまして、そこで、人権問題ではございませぬけれども、法律問題が含まれるということがかなり多々ございませぬ。その際に、法務局という立場からいたしまして限度はございませぬけれども、なるべくその御相談に見えた方に御満足いくような法律相談を実質上やっておるわけでございませぬ。

そういう面を活用していただきまして、また人権擁護の關係ということで市町村の方にも相談所を開設したりいたしておりますので、そういうところを充実してやっていくことを考へておるわけでございませぬ。

○飯田委員 この法案に關しまして関連事項、以上のようにお尋ねしたのでありますが、こういう問題が現実にあるということは、この法案の管轄区域の問題には当然関連をしてくる問題でございませぬ。

そこで、いまこういうふうな私と事務当局とのやりとりを大臣聞いておっていただいたと思ひますが、このやりとりから、大臣として、こういう問題についてはどういふふうにお考えになつておるのか、その御所信を承りたいと思ひます。

○古井国務大臣 お話の中に簡易裁判所の区域の問題がありました。またそのほかの話も入っておったようではありますが、何よりも実情に合わなければならぬわけですから、区域の問題なども大きにそうでありましょう。ただ、さつきも答えておりましたように、広い地区で人口は減ってしまっている。人口は少なくともずっと設けていけば便利でしょうけれども、そういうことはとても成り立たぬ、こういうこともあったり、そうは考えながら、ある程度のところでは折りを折る合わなければならぬような面もあると思っております。けれども、お話の辺はわれわれの方もひとつ一緒に重々検討したいと思います。

○飯田委員 これです。これで終わります。

○佐藤委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会